



6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農用地利用（形質）変更届について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農用地利用（形質）変更届の専決処分について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 大園 和幸 委員 ・ 中塩屋 均 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年11月22日(水) 開会 午前9時00分 閉会 午前9時58分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第8回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、寺下委員、本田委員、上野委員、福元副会長の4名です。出席委員数は、17名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、有馬委員の1名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号2番の大園委員と4番の中塩屋委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第53号につきましては、1頁から39頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年11月24日です。合計面積は、16万4千30㎡、うち更新分9万4千841㎡、内訳として、田が2万2千543㎡、畑が14万1千487㎡です。利用権を設定する者が49人、設定を受ける者が39人です。始期は、いずれも令和5年12月1日です。期間は、1年、3年、5年、6年、10年、20年です。次の3頁から32頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。

次の1番から6頁の7番までは、設定期間が1年です。1番は、使用貸借権で新規設定。2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番、6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で再設定。

次の8番から7頁の10番までは、設定期間が3年です。8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、賃借権で新規設定。

次の10番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、8頁、

次の11番から19頁の32番までは、設定期間が5年です。11番は、賃借権で新規設定。

12番は、使用貸借権で新規設定。

次に、9頁、13番は、使用貸借権で新規設定。14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番は、賃借権で新規設定。16番は、使用貸借権で新規設定。

次に、11頁、17番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、18番、19番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、20番は、使用貸借権で新規設定。21番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、22番は、使用貸借権で新規設定。23番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、24番、25番は、賃借権で再設定。

次に、16頁、26番、27番は、賃借権で再設定。

次に、17頁、28番は、使用貸借権で再設定。29番は、賃借権で再設定。

次に、18頁、30番、31番は、賃借権で再設定。

次に、19頁、32番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の、33番から21頁の37番までは、設定期間が6年です。33番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、34番、35番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、36番、37番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、38番から27頁の48番までは、設定期間が10年です。38番は、賃借権で新規設定。39番は、使用貸借権で新規設定。

次に、23頁、40番は、使用貸借権で新規設定。41番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、42番、43番は、賃借権で再設定。

次に、25頁、44番、45番は、賃借権で再設定。

次に、26頁、46番は、使用貸借権で再設定。47番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、48番は、使用貸借権で再設定。

次の49番は、設定期間が20年です。49番は、賃借権で新規設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から27頁までの49件の利用権設定ですが、7頁の3年もの10番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

議長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 7頁の10番は、借人、入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化

促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、19 頁の 5 年もの 32 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、本村委員に退席をいただき審議します。

(本村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 19 頁の 32 番は、借人、本村委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本村委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本村委員：着席)

本村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 47 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、28 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、28 頁から 32 頁です。まず、28 頁で説明します。公告年月日は令和 5 年 11 月 24 日、合計面積は、2 万 433 m<sup>2</sup>です。内訳としまして、田が 1 千 805 m<sup>2</sup>、畑が 1 万 8 千 628 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者が 6 人、所有権の移転を受ける者が 6 人です。

次に 29 頁の 1 番から 31 頁の 4 番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。なお、31 頁の 5 番は議事参与制限、31 頁の 6 番は農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、29 頁から 32 頁までの 6 件の所有権移転協議ですが、31 頁の 5 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 31 頁の 5 番は、譲受人の福元副会長に関連する法人が、所有権移転を受けるもので、農業経営強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、31 頁の 6 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 31 頁の 6 番は、譲受人の入佐委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 入佐委員に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、33 頁から 39 頁です。まず 33 頁で説明します。公告年月日は、令和 5 年 11 月 24 日です。合計面積は、3 万 3 千 990 m<sup>2</sup>で、うち、田が 900 m<sup>2</sup>、畑が 3 万 3 千 90 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者が 12 人、利用権の設定を受ける者が 6 人です。始期は全て、令和 5 年 12 月 1 日で、期間は 3 年、5 年、10 年です。34 頁をご覧ください。

次の 1 番は、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権で再設定。

次の 2 番から 35 頁の 4 番までは、設定期間が 5 年です。2 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、35 頁、3 番、4 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁の 5 番から 39 頁の 12 番までは、設定期間が 10 年です。5 番、6 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、7 番は、賃借権で新規設定。8 番は、賃借権で再設定。

次に、38 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、34 頁から 39 頁までの中間管理権設定 12 件です。  
ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、40 頁、議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 54 号につきましては、40 頁から 44 頁です。今回は、所有権移転が 19 件です。  
初めに、40 頁です。1 番は、畑が 2 筆で 4 千 702 m<sup>2</sup>の売買です。2 番は、畑が 7 筆で 1 万 4 千 144 m<sup>2</sup>の贈与です。3 番は、畑が 1 筆で 547 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、畑が 1 筆で 1 千 504 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、41 頁です。5 番は、畑が 1 筆で 176 m<sup>2</sup>の売買です。6 番は、畑が 1 筆で 1 千 931 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、畑が 2 筆で 2 千 567 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、田が 1 筆で 787 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、42 頁です。9 番は、畑が 1 筆で 769 m<sup>2</sup>の売買です。10 番は、畑が 3 筆で 2 千 114 m<sup>2</sup>の贈与です。11 番は、畑が 2 筆で 3 千 954 m<sup>2</sup>の贈与です。12 番は、畑が 1 筆で 2 千 971 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、43 頁です。13 番は、畑が 1 筆で 1 千 198 m<sup>2</sup>の売買です。14 番は、畑が 1 筆で 1 千 508 m<sup>2</sup>の贈与です。次の 15 番から 44 頁の 19 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、43 頁の 15 番から 44 頁の 19 番までを田村委員に報告をお願いします。

田 村 議席番号 10 番の田村です。去る 11 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。内容は全て農業開始となります。

まず、43 頁の 15 番です。申請者は市内の方で、今回、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷を作付けするとのことでした。

次に、16 番です。申請者は市内の方で、親戚から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では落花生を作付けするとのことでした。

次に、17 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では大根やニンニクなどを作付けするとのことでした。

次に、44 頁の 18 番です。申請者は市内の方で、弟から田 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻を作付けするとのことでした。

次に、19 番です。申請者は市内の方で、父親から田 5 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 19 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45 頁、議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 55 号につきましては、45 頁から 47 頁です。まず、45 頁をご覧ください。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、資材置場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 5 年度第 3 回総会で審議済みです。

4 番は、コンテナハウスを整備するもので、農地区分は農用地区域内農地農用地利用計画指定用途です。なお、令和 5 年第 4 回総会で審議済みです。

次に、46 頁をご覧ください。次の 5 番から 47 頁の 10 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、46 頁の 5 番と 6 番を郷原委員に、7 番と 8 番を徳田委員に、47 頁の 9 番と 10 番を泊委員に、報告をお願いします。

郷 原 議席番号 14 番の郷原です。去る 11 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、46 頁の 5 番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北に位置し、10ha 以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につなが

る場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に6番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内外で自動車販売業を営む法人で、申請地に中古車展示場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、5番及び6番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

徳田 推進委員の徳田です。去る11月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、46頁の7番ですが、申請地は鹿屋旭原郵便局の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に店舗及び駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、申請地は申良農村環境改善センターの北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び子の住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、7番及び8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

泊 議席番号16番の泊です。去る11月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、47頁の9番ですが、申請地は海道町公民館の北西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に10番ですが、申請地は田崎地区学習センターの北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地

と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、9番及び10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました10件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、48頁、議案第56号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第56号につきましては、48頁から51頁です。48頁で説明します。

右下の表をご覧ください。今回は3件で、田が1筆、畑が5筆です。対象面積は、田が492㎡、畑が2千642㎡で合計3千134㎡です。

次の49頁から51頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、48頁の1番と2番を堀之内委員に、3番を高田委員に報告をお願いします。

堀之内 　　議席番号15番の堀之内です。去る11月13日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。48頁をご覧ください。

まず1番ですが、周辺図等は49頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。申請地の周囲には、集落が形成されており、その集落に接続することから、許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は50頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地を山林として管理する計画です。申請地は坂宮公民館の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。いずれも、山林化してから既に20年以上が経過していると判断され、周辺農地への影響もないと思われることから、農振除外後は非農地と認められると判断しました。

以上、排水施設等もあり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

高田 　　推進委員の高田です。去る11月13日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画

の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。48 頁の 3 番をご覧ください。周辺図等は 51 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地は鹿屋東中学校の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「農用地区域内農地」です。今回、農業用施設である堆肥舎を建設する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれもないことから、調査員としましては、用途変更についての支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました 3 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、52 頁、議案第 57 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 57 号につきましては、52 頁です。今回は 4 件です。52 頁の 1 番は、昭和年月日不詳から山林としていたもので、令和 3 年度第 12 回総会で審議済となっております。

次の 2 番から 4 番については、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありました。調査がなされていますので、52 頁の 2 番から、4 番までを森園委員に、報告をお願いします。

森園 　推進委員の森園です。去る 11 月 14 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、52 頁の 2 番ですが、申請地は、有武簡易郵便局の南東に位置し、昭和の時代から山林化しているとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は、大始良小学校の西に位置し、昭和の時代から山林化しているとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番ですが、申請地は、大始良小学校の北に位置し、昭和の時代から山林化しているとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　ただいま説明、報告がありました4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、53頁、議案第58号「農地利用（形質）変更届について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第58号につきましては、53頁です。今回は1件です。

次の1番については、記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、畠井委員に報告をお願いします。

畠 井 　議席番号7番の畠井です。去る11月9日に、事務局と農地利用形質変更届に伴う現地調査を行いましたので報告します。

53頁をご覧ください。申請人は市内の方で、申請地は田崎小学校の北西の水田ですが、ぬかるみがひどく、農機具の搬入が困難なため、盛土をして畑として利用したいとのことでした。盛土による、隣接農地や道路への土砂流出がないよう、敷き均しをしっかりと行い、排水にも十分、留意するとのこと、周辺農地の地権者の同意もあることから、調査員としましては、形質変更については支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　ただいま説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は受理と決定します。

次に、54頁、議案第59号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第59号につきましては、54頁から56頁です。今回新たに、譲渡希望が54頁の1番から55頁の11番までの11件ですのでお目通し願います。

なお、54頁の3番、55頁の10番及び11番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が56頁の1番から7番までの7件ですのでお目通し願います。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

54頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番を田中委員と中尾委員に、2番を村山委員と本村委員に、3番を畠井委員と西元委員に4番の横山町と下堀町を藏ヶ崎委員と中牧委員に、野里町を本田委員と福元里美委員に、5番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、6番を中塩屋委員と垣内委員に、55頁の、7番を泊委員と松元委員に、8番を倉田委員と高田委員に9

番を村山委員と本村委員に、10番を中塩屋委員と垣内委員に、11番の吾平町上名を大園委員と永山委員に、吾平町麓を堀之内委員と矢野委員にお願いします。

56頁、賃貸借希望の1番を榎原委員と森園委員に、2番を堀之内委員と矢野委員に3番を福元副会長と入佐委員に、4番を中塩屋委員と垣内委員に、5番と6番を畠井委員と西元委員に7番を新原委員と鶴田委員にお願いします。

次に、57頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料57頁をご覧ください。合意解約につきましては、57頁から69頁です。今回は22件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、57頁から69頁まで22件の合意解約です。報告しておきます。次に、70頁「農地利用形質変更届の専決処分について」報告いたします。

議長 所有する田が狭く、段差もあることから、畔を撤去し、段差の解消を行うことで、作業効率を良くしたいと、形質変更届が提出されました。工期が総会前に着手となっていたことから、11月8日に川崎委員により現地調査を行い、専決処分としたものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、第8回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

有村 よろしいですか。

議長 有村委員、どうぞ。

有村 あっせん申出が出ている農地に、買い手や借り手が目に付くように看板を設置することはできないか。

局長 農用地をうまく動かしていくためには、農業委員や推進委員の力だけでは限界があると考えられ、看板を設置することは有意義なことだと考えます。予算等も鑑みながら検討してまいりたい。

有村 農地の流動化を図るために前向きに検討して頂きたい。

局長 動きそうなものを中心にやっていければと思います。

議長 有村委員、よろしいですか

有村 はい。

議長 他にございませんですか。

西ノ原 よろしいですか。

議 長 西ノ原委員、どうぞ。

西ノ原 皆さんもご承知のとおり、サルやイノシシ、鹿、タヌキなどの鳥獣害被害が後を絶ちません。農政課に相談しても予算が無いというが、電気柵等を無料で設置したりしている現実もある。猟師も昔は千人程いたが今では百人もいない状況である。

そこで、農業委員に対し、タヌキのかご罠などの貸与ができないか検討願いたい。

局 長 鳥獣害による被害につきましては、皆さんがお困りであることは承知しており、事務局にも苦情などの相談も寄せられることもあります。農業委員会で対応出来ることも限られますので、所管の林務水産課にもお繋ぎすることはもちろん、事務局としましても勉強しながら対応していきたいと考えます。

議 長 西ノ原委員、よろしいですか

西ノ原 はい。

議 長 ほかにございませんですか。なければ、事務局からお願いします。

局 長 それでは、12月の調査委員を申し上げます。

12月13日、水曜日、4条・5条の調査が、本田委員、田中委員でございます。

12月13日、水曜日、農振調査が、上野委員、本村委員でございます。

12月14日、木曜日、4条・5条の調査が、新原委員、有馬委員でございます。

12月14日、木曜日、3条調査が、大園委員、谷口委員でございます。

12月の総会は、12月22日、金曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和5年度第8回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )